

「土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」 及び「土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令」について

1. 土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の概要

平成 29 年 5 月 19 日に公布された土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）の一部の施行期日を、平成 30 年 4 月 1 日とする。

（参考）第一段階施行（平成 30 年 4 月 1 日施行）される改正法の概要

(1) 土地の形質の変更の届出時における土壤汚染状況調査結果の報告

一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、土地の所有者等の全員の同意を得て、現行法第 4 条第 1 項の届出と併せて、当該土地の土壤汚染状況調査の結果を提出することができるものとする。

(2) 区域指定が解除された要措置区域等に係る台帳の調製及び保管

現行法第 15 条第 1 項に規定する台帳について、解除された要措置区域等の台帳の調整及び保管を加えることとする。

(3) 汚染土壤処理業の許可基準の追加及び承継規定の新設

汚染土壤処理業の許可に係る基準として暴力団排除に係る基準を新たに追加するものとする。また、汚染土壤処理業の譲渡及び譲受、合併及び分割、並びに相続に際する汚染土壤処理業者の地位の承継に関する規定を新設する。

(4) 指定調査機関に係る変更事項の事後届出制への変更

現行法第 35 条に規定する指定調査機関の届出事項に係る変更届出について、「変更しようとする日の 14 日前まで」とされているところ、事後の届出に改める。

2. 土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令の概要

(1) 改正の趣旨

改正法による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「改正土壤汚染対策法」という。）第 22 条第 3 項においては、汚染土壤処理業の許可の欠格要件の対象となる使用人の範囲を政令で定めることとされている。

このため、汚染土壤処理業の許可の欠格要件の対象となる使用人の範囲を定めるために、土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）について所要の改正を行うものである。

(2)改正の内容

汚染土壌処理業の許可の欠格要件の対象となる使用人は、汚染土壌処理業の許可の申請者の使用人で、①又は②に掲げるものの代表者であるものとする。

① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する事業所で、汚染土壌の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

※廃棄物処理法等における使用人に係る許可基準と同様の内容

(3)施行期日

平成 30 年 4 月 1 日（改正法第一段階施行期日と同日）

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令要綱

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日は平成三十年四月一日とすること。

政令第二百六十八号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年四月一日とする。

理 由

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 参照条文

◎土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年五月十九日法律第三十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 （略）
- 二 第一条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 （略）

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 汚染土壤処理業の許可の基準に係る使用人

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第三項第二号ホ及びへに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、本店若しくは支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所若しくは従たる事務所）又は継続的に業務を行うことができる施設を有する事業所で、汚染土壤の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者であるものとする。こと。

（第六条関係）

第二 施行期日等

- 一 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行するものとする。こと。（附則第一項関係）
- 二 その他関係政令について所要の改正を行うこと。（附則第二項及び第三項関係）

政令第二百六十九号

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第三項第二号ホ（同法第二十七条の二第二項及び第二十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及びへ（同法第二十七条の二第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（法第二十二条第三項第二号ホ及びへの政令で定める使用人）

第六条 法第二十二条第三項第二号ホ（法第二十七条の二第二項及び第二十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及びへ（法第二十七条の二第二項、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する事業所で、汚染土壌（法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。）の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

附 則

（施行期日）

1 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「第七条第十号」を「第八条第十号」に改める。

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

3 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第八条」を「第九条」に改める。

理由

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、汚染土壌処理業の許可の基準に係る使用人の範囲を定める必要があるからである。

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○	土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百二十六号）	1
○	特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）	2
○	地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）	3

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（法第二十二條第三項第二号ホ及びへの政令で定める使用人）</p> <p>第六条 法第二十二條第三項第二号ホ（法第二十七條の二第二項及び第二十七條の三第二項において準用する場合を含む。）及びへ（法第二十七條の二第二項、第二十七條の三第二項及び第二十七條の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する事業所で、汚染土壤（法第十六條第一項に規定する汚染土壤をいう。）の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>第七条～第九条（略）</p>	<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第六条～第八条（略）</p>

○ 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）<u>第八</u>条第十号</p> <p>3（略）</p>	<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）<u>第七</u>条第十号</p> <p>3（略）</p>

○ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>附則 第一条～第十四条（略）</p> <p>（土壤汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第十五条 施行時特例市に対する第三十六条の規定による改正後の土壤汚染対策法施行令第九条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。</p>	<p>附則 第一条～第十四条（略）</p> <p>（土壤汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第十五条 施行時特例市に対する第三十六条の規定による改正後の土壤汚染対策法施行令第八条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。</p>

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

◎	土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）	1
◎	土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）（抄）	2
◎	特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）（抄）	7
◎	地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）（抄）	8

◎土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（汚染土壌処理業）

第二十二條 汚染土壌の処理（当該措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 （略）

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二十五條の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（トにおいて「暴力団員等」という。）

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 ～ 9 （略）

（譲渡及び譲受）

第二十七條の二 汚染土壌処理業者が当該汚染土壌処理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壌処理業者の地位を承継する。

2 第二十二條第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(合併及び分割)

第二十七条の三 汚染土壌処理業者である法人の合併の場合(汚染土壌処理業者である法人と汚染土壌処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壌処理業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該汚染土壌処理業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壌処理業の全部を承継した法人は、汚染土壌処理業者の地位を承継する。

2 第二十二条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(相続)

第二十七条の四 汚染土壌処理業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壌処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項、次項及び第四項において同じ。)が当該汚染土壌処理業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第二十二条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第二十二条第三項(第二号ホに係る部分を除く。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る汚染土壌処理業者の地位を承継する。

◎土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)(抄)

(特定有害物質)

第一条 土壌汚染対策法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物

- 三 ククロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）
- 四 二―ククロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はCAT）
- 五 シアン化合物
- 六 ㄨ―ジエチルチオカルバミン酸の―四―クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）
- 七 四塩化炭素
- 八 一・二―ジクロロエタン
- 九 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）
- 十 シス―一・二―ジクロロエチレン
- 十一 一・三―ジクロロプロペン（別名DDE）
- 十二 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）
- 十三 水銀及びその化合物
- 十四 セレン及びその化合物
- 十五 テトラクロロエチレン
- 十六 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）
- 十七 一・一・一―トリクロロエタン
- 十八 一・一・二―トリクロロエタン
- 十九 トリクロロエチレン
- 二十 鉛及びその化合物
- 二十一 砒（ひ）素及びその化合物
- 二十二 ふっ素及びその化合物
- 二十三 ベンゼン
- 二十四 ほう素及びその化合物

二十五 ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）

二十六 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名PCP）に限る。）

（土壤汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令）

第二条 法第三条第四項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

（土壤汚染状況調査の対象となる土地の基準）

第三条 法第五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 当該土地の土壤の特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないことが明らかであり、当該土地の特定有害物質による汚染に起因して現に環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実にであると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が環境省令で定める要件に該当すること。

ロ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態がイの環境省令で定める基準に適合しないおそれがあり、当該土地の特定有害物質による汚染に起因して現にイの環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じていると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況がイの環境省令で定める要件に該当すること。

ハ 当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。第五条第一号ロにおいて同じ。）であること。

二 次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていること。

ロ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後五年以内の鉱山の敷地であった土地であること。

（土壌汚染状況調査の命令）

第四条 法第五条第一項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 法第五条第一項に規定する調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類

二 法第五条第一項の規定による報告を行うべき期限

2 前項第一号に掲げる土地の範囲及び特定有害物質の種類は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

（要措置区域の指定に係る基準）

第五条 法第六条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 土壌の特定有害物質による汚染状態が第三条第一号イの環境省令で定める基準に適合しない土地にあつては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が同号イの環境省令で定める要件に該当すること。

ロ 土壌の特定有害物質による汚染状態が第三条第一号ハの環境省令で定める基準に適合しない土地にあつては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

二 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

（助成金の交付）

第六条 法第四十五条第一号の助成金の交付は、法第七条第一項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された者（当該土壌汚染を生じさせる行為をした者を除く。）であつて、環境大臣が定める負担能力に関する基準に適合するものに対して当該汚染の除去等の措置の円滑な推進のための助成を行う地方公共団体（当該地方公共団体の長が当該汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した場合に限る。）に対し、行うものとする。

2 環境大臣は、前項の基準を定めようとするときは、財務大臣と協議しなければならない。

（公共の用に供する施設の管理を行う者が管理する土地）

第七条 法第五十五条の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地
- 二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第二号ハに掲げる漁港施設用地
- 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第十一号に掲げる港湾施設用地
- 四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により保安林として指定された森林又は同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により保安施設地区として指定された土地
- 五 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により決定され、又は変更された道路の区域内の土地
- 六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の区域内の土地又は同法第三十三条第四項に規定する公園予定区域内の土地
- 七 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第二項に規定する一般公共海岸区域内の土地又は同法第三条第一項若しくは第二項の規定により指定された海岸保全区域内の土地
- 八 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定により決定され、又は変更された高速自動車国道の区域内の土地
- 九 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域内の土地又は同法第四条第一項の規定により指定された山崩壊防止区域内の土地
- 十 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項に規定する河川区域内の土地、同法第五十四条第一項の規定により指定された河川保

全区域内の土地、同法第五十六条第一項の規定により指定された河川予定地、同法第五十八条の三第一項の規定により指定された河川保全立体区域内の土地又は同法第五十八条の五第一項の規定により指定された河川予定立体区域内の土地

十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の土地

十二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十一条第一項の規定により指定された津波防護施設区域内の土地

（政令で定める市の長による事務の処理）

第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第三条第一項の指定に関する事務

二 法第三十二条第一項の指定の更新に関する事務

三 法第三十五条、第三十七条第一項及び第四十条の規定による届出の受理に関する事務

四 法第三十六条第三項及び第三十九条の規定による命令に関する事務

五 法第四十二条の指定の取消しに関する事務

六 法第四十三条の公示に関する事務

七 法第五十四条第五項の報告及び立入検査に関する事務

◎特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）（抄）

(河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定)

第二条 (略)

2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。
一七 (略)

八 土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)第七条第十号

3 (略)

◎地方自治法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三十号) (抄)

附 則

(土壤汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 施行時特例市に対する第三十六条の規定による改正後の土壤汚染対策法施行令第八条の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集の実施結果について

平成29年10月20日
環境省水・大気環境局土壤環境課

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の内容

- ・ 汚染土壤処理業の許可の基準に係る使用人の範囲を定めるために、土壤汚染対策法施行令について所要の改正を行うもの

(2) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

(3) 意見募集期間

平成29年9月5日（火）～平成29年10月6日（金）

(4) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファックス

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出者数

- ・ 封書によるもの 0通
- ・ ファクシミリによるもの 0通
- ・ 電子メールによるもの 3通

(2) 意見ののべ総数 4件

※ なお、本意見募集とは直接関係のない御意見（1件）の提出がありました。

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集の実施結果

意見番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	法人の場合の申請においては、法人番号の記載を行わせることとすべき。 要項及び様式等においても、法人番号の記載欄の追加等所要の措置を行うべき。	1	今後の関係法令等の検討に際して参考にさせていただきます。
2	「政令で定める使用人」は、一般の従業員ではなく、汚染土壌の処理の業に係る契約を締結する権限を有するものだと理解するが、「政令で定める使用人」に該当するかどうかの判断基準を明確化すべき。	1	施行通知等において政令で定める使用人の考え方について明らかにしたいと考えております。
3	申請者が法人の場合には汚染土壌の処理の業を行う役員の変更は、「汚染土壌処理業に係る変更届出書」で行うが、「政令で定める使用人」の変更も簡便に同じ様式とすべき。	1	政令で定める使用人の変更は、汚染土壌処理業に係る変更届書をもって行うことを予定しています。